

山梨県公報

号外第十一号

平成二十五年
二月二十八日

木曜日

目次

規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第四号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月二十八日

山梨県知事 横内正明

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第六中

71
71
71
71
72
72
72
72
72
73
73
73
73
74
74
74
74
75
75

75 を

70
70
70
71
71
71
71
71
71
71
71
71
71
72
72
72
72
72

72 に

77
78
79
80
81
82
83
84
85
85
86
86
87
87
88
88

89 を

76
76
76
77
77
77
77
77
78
78
78
78
79
79
79
79

に

39
39
39
39
40
40
40
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43

を

38
38
39
39
39
39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
41
41
41

に改める。

附則

この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番